

(参考資料1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 (平成24年7月27日 現在)

福島県	出荷制限	摂取制限	
原乳	2市6町3村※1	—	
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2市6町3村※2	2市6町3村※2	
結球性葉菜類 (キャベツ等)			
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			
カブ			
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村	
原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—	
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—	
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町	
野菜類	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—	
くさそてつ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—	
たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—	
ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—	
こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	—	
ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—	
わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	—	
ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—	
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—	
クリ	伊達市、南相馬市	—	
キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—	
穀類	米 (平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧浜川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米 (平成24年産)	※3。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうちダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、館岩川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物39種※4	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉※5	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、飯館村	6市10町4村※6
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村及び飯館村

※3 福島県広野町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塙及び字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班まで一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐梯森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市)(渡利、小倉寺及び南向台を除く。)、旧平田村、旧庭塚村、旧野余村、旧下川崎村、旧松川町及び旧金谷川村の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(月館町月館ノ閑下、松橋川原、川向及び館ノ腰に限る。)及び月館町御代田(北、東、西及び新堀ノ内に限る。)に限る。)、旧掛田町(靈山町山野川に限る。)、旧佐沢村(保原町所沢(明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、音ノ町、河原田、東深川、西深川及び東田に限る。)及び保原町柱田(挿田、平、宮ノ内、前田、福荷妻、砂子下及び根岸に限る。)に限る。)、旧堰本村(梁川町大閑(寺脇、清水、松平、久保、棚塚、里ヶキ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。)、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。)、旧石戸村、旧上保原村、旧雲山村、旧小手村及び旧富沢村(梁川町八幡に限る。)の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村(洪川及び米沢に限る。)、旧下川村、旧塙沢村、旧木幡村、旧新殿村、旧太田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧睦合村の区域に限る。)及び国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)

※4 アイナメ、アカガレイ、アガシタビラメ、イカゴ(稚魚を除く。)、イシガレイ、ウスメバチ、ウミタガホ、エゾソイアイナメ、キツネメバル、クロウシタ、クロソイ、クログダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、シロメバル、スケトウダラ、スズキ、ナガサク、ニベ、スマガレイ、バハガレイ、ヒガシガレイ、ホウボウ、ホシガレイ、ホシザメ、マアナ、マグレイ、マコガレイ、マコチ、マダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ビノスガイ、キタムラサキ

※5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12ヶ月未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

※6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年7月27日 現在)

茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	イシガレイ	
	コモンカスペ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	ニベ	
	ヒラメ	
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
肉	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
その他	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	日光市、那須塩原市
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそてつ(ごごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市及び那須塩原市
水産物	せんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	ウグイ(養殖を除く。)	大芦川(支流を含む。)、武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
肉	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
その他	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、印西市、白井市、山武市
	原木シイタケ(施設栽培)	山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
その他	茶	成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	湯河原町
群馬県		出荷制限
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)及び烏川のうち川田橋の上流(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
その他	茶	渋川市
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	くさそてつ(ごごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
	せんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
水産物	クロダイ	
	スズキ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒガシフグ	
	ヒラメ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、鰐川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。
	クマの肉	全域。
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市、住田町
	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
水産物	マダラ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。)ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域。

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12ヶ月未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

(参考資料2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県):平成24年7月27日現在

福島県	出荷制限
原乳	<p>H23.3.21～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.21～4.8解除: 喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 H23.3.21～4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、木曾郡、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市（旧都路村の区域を除く）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、磐枝岐村</p> <p>H23.3.21～4.21解除: 相馬市、新地町 H23.3.21～5.1解除: 南相馬市（福島区のうち、鳥崎、大内、川子及び塙崎を除く区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域を除く。） H23.3.21～6.8解除: 田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.21～10.7解除: 会津若松市、桑折町、天栄村、磐梯岐阜村、只見町、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、楢葉町（東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.21～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.21～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.21～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、磐枝岐村</p> <p>H23.3.21～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.21～6.1解除: 鶴山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.21～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、木曾町、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.21～11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.7解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、磐枝岐村 H23.3.23～5.4解除: 鶴山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～6.1解除: 鶴山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、木曾町、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、磐枝岐村 H23.3.23～5.4解除: 鶴山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、木曾町、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、百河市、矢吹町、棚倉町、西郷村、楢葉町、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 福島市、二本松市、伊達市、木曾町、郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、桑折町、國見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、百河市、矢吹町、棚倉町、西郷村、楢葉町、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.23～5.5～5.4解除: いわき市 H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、磐枝岐村、只見町 H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、木曾町、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村 H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.4.13～: 伊達市、磐梯町、福島市、南相馬市、桑折町、國見町、川俣町、葛尾村、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.4.18～: 棚倉町</p> <p>H23.4.25～: 木曾町</p> <p>原木しいたけ(露地栽培)</p> <p>H23.4.15～: 伊達市</p> <p>H23.4.26～: 木曾町</p> <p>野菜類</p> <p>H23.4.15～: 伊達市</p> <p>H23.4.15～5.16解除: 田村市、二本松市、郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、新地町</p> <p>H23.4.15～5.23解除: 川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.10.18～: 二本松市</p> <p>原木しいたけ(施設栽培)</p> <p>H23.7.19～: 伊達市</p> <p>H23.7.22～: 新地町</p> <p>H23.7.19～9.7解除: 木曾町</p> <p>H23.11.14～: 川俣町</p> <p>原木ナメコ(露地栽培)</p> <p>H23.10.31～: 相馬市、いわき市</p> <p>H23.8.6～: 棚倉町、古殿町、(※菌根菌に属する野生きのこに限る)</p> <p>H23.9.15～: 福島市、二本松市、伊達市、木曾町、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、國見町、川俣町、葛石町、石川町、浅川町、棚倉町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村、会津若松市、磐梯町、只見町、南会津町、下郷町、磐枝岐村、只見町</p> <p>キノコ類(野生のものに限る。)</p> <p>H23.10.18～: 喜多方市</p> <p>H23.5.9～: 伊達市、相馬市、三重町</p> <p>H23.5.13～: 平田村</p> <p>H23.5.9～6.8解除: いわき市</p> <p>たけのこ</p> <p>H24.4.9～: 天栄村</p> <p>H23.5.13～6.21解除: 国見町</p> <p>H24.4.16～: 福島市、新地町</p> <p>H24.4.23～: 广野町</p> <p>H24.5.2～: 二本松市、大玉村</p> <p>H24.5.7～: 須賀川市</p> <p>H24.6.25～: 鶴山市</p> <p>わさび(畑において栽培されたものに限る。)</p> <p>H24.4.16～: 伊達市、川俣町</p> <p>H23.5.9～: 棚倉町</p> <p>H24.5.1～: 相馬市、伊達市、国見町、三重町</p> <p>くさそてつ(こごみ)</p> <p>H24.5.2～: 川俣町</p> <p>H24.5.7～: 田村市、古殿町</p> <p>H24.5.10～: 二本松市、大玉村</p> <p>H24.5.14～: 川俣町</p> <p>たらのめ(野生のものに限る。)</p> <p>H24.4.9～: 福島市、川俣町、田村市、相馬市、広野町</p> <p>H24.4.16～: 伊達市、桑折町、国見町</p> <p>ふきのとう(野生のものに限る。)</p> <p>H24.5.2～: 福島市、二本松市</p> <p>H24.5.7～: 鶴山市、白河市、喜多方市、会津美里町、棚倉町、塙町</p> <p>こしあぶら</p> <p>H24.5.10～: 伊達市、国見町、矢祭町、藤原町、下郷町、天玉村、西郷村、鶴川村</p> <p>H24.5.14～: 須賀川市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村</p> <p>H24.5.17～: 桑折町、猪苗代町</p> <p>ぜんまい</p> <p>H24.5.10～: いわき市、二本松市</p> <p>H24.5.24～: 川俣町</p> <p>わらび</p> <p>H24.5.10～: いわき市、伊達市</p> <p>H24.5.17～: 喜多方市、福島市、川俣町</p> <p>ウメ</p> <p>H24.6.6～: 国見町</p> <p>ユズ</p> <p>H23.8.20～: 福島市、南相馬市</p> <p>H23.10.14～: 伊達市、桑折町</p> <p>H24.1.10～: いわき市</p> <p>クリ</p> <p>H23.8.20～: 伊達市、南相馬市</p> <p>キウイフルーツ</p> <p>H23.12.9～: 相馬市、南相馬市</p>

* の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県)：平成24年7月27日現在

福島県		出荷制限
米（平成23年産）	H23.11.17～：福島市（旧小国村の区域に限る。）	
	H23.11.29～：伊達市（旧小国村及び旧月館町の区域に限る。）	
	H23.12.5～：福島市（旧福島市の区域に限る。）	
	H23.12.8～：二本松市（旧猪川村の区域に限る。）	
	H23.12.9～：伊達市（旧桂沢村及び旧富成村の区域に限る。）	
	H23.12.19～：伊達市（旧猪田町の区域に限る。）	
	H24.1.4～：伊達市（旧猪木村の区域に限る。）	
	福島県広野町、楳葉町（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、田村市（郡都町、船引町横瀬、船引町中山字小坂及び字下馬沢、常葉町堤田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署25.1林班の一部、25.2林班、25.3林班の一部、25.8林班から27.0林班まで、28.3林班から30.0林班まで及び30.1林班から30.3林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル範囲内の区域のうち原町区高倉字赤星幹、原町区高倉字七曲、原町区高倉字赤木幹、原町区高倉字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字真鍋呂、原町区馬場字行済及び原町区大原字と林並びに市内国有林福島森林管理署20.4林班から20.87林班まで、20.88林班の一部、20.89林班から20.91林班まで、20.92林班から20.93林班まで、20.94林班から20.95林班まで及び21.30林班の区域を除く。）、福島市（旧福島市（諏訪寺、小倉寺及び南向台を除く。）、旧平田村、旧庭塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町及び旧金谷川村の区域に限る。）、伊達市（月館町月館（闇ノ下、船引川原、川向及び館ノ原に限る。）及び月館町御代田（北ノ裏、西及び新郷ノ内に限る。）に限る。）、旧鋤田町（豊山町山野川に限る。）、旧鋤田町、久保田町、久保田内、西藤菅原町、河原田、東瀬町、西瀬町及び東田に限る。）及び保原町柱田（秩田、中、音ノ内、前田、菅原、秋子下及び板井に限る。）に限る。）、旧尾木村（旧川並み沢に限る。）、旧下呂村、旧小浜町、旧塙沢村、旧木井沢村、旧石井沢村、旧新飯村、旧木戸村（猿代町）及び旧太田村（東和町）の区域に限る。）、二本松市（旧白石村、旧和木沢村（白沢村）及び旧本宮町の区域に限る。）、桑折町（旧平田村及び旧鶴合村の区域に限る。）及 び国見町（旧大戸戸村及び旧小坂村の区域に限る。）（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）	
	H24.4.5～：H24.6.22解除 全域	
	H23.8.6～：秋元湖、猪原湖及び小野川湖並びにこれらの中流入する河川、長瀬川（諏川との合流点から上流の部分に限る。）及び福島県内の阿武隈川（支流を含む。）	
	H23.8.17～：真野川（支流を含む。）	
	H24.3.29～：新田川（支流を含む。）	
	H24.3.29～：太田川（支流を含む。）	
	H24.4.5～：諏川（支流に限る。）	
	H24.4.24～：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川（支流を含む。ただし諏川を除く。）及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。）	
	H24.6.7～：福島県内の久慈川（支流を含む。）	
	H23.6.17～：真野川（支流を含む。）	
水産物	H23.8.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）	
	H24.3.29～：秋本湖、猪原湖及び小野川湖並びにこれらの中流入する河川、長瀬川（諏川との合流点から上流部分に限る。）	
	H24.4.24～：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川（支流を含む。ただし諏川及びその支流を除く。）及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。）	
	H24.5.31～：阿武隈川の只見川ダムの上流（支流を含む。）	
アユ（養殖を除く。）	H23.8.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）、真野川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。）	
	H24.4.5～：阿武隈川（支流を含む。）	
イワナ（養殖を除く。）	H24.4.12～：諏川（支流に限る。）	
	H24.4.24～：秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの中流入する河川（支流を含む。）、只見川のうち本名ダム上流（支流を含む。）、長瀬川（諏川との合流点から上流の部分に限る。）並びに日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。）	
コイ（養殖を除く。）	H24.4.31～：諏岩川（支流を含む。）	
	H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの中流入する河川（支流を含む。）、阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）並びに長瀬川（諏川との合流点から上流の部分に限る。）	
フナ（養殖を除く。）	H24.5.10～：福島県内の只見川のうち只見ダムの上流（支流を含む。）	
	H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの中流入する河川（支流を含む。）、阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。）並びに只見川（支流を含む。）	
アイナメ アカガレイ アカシタラメ イカナゴ（稚魚を除く。） イシガレイ ウスメバル ウミタラジ エゾソイアイナメ キツネヌハル クロクシソニア クロダイ ケムシカジカ コモンカジカ サクラマス サブロウ シロメバベル スケトウダラ スズキ ニベ ヌマガレイ ハバガレイ ヒガングフ ヒラメ ホウボウ ホシガレイ マアナゴ マカレイ マコガレイ マコチ マタラ ムシガレイ ムツソイ メイタガレイ ピノスガイ キタムラサキウニ ナガヅカ マツカワ ホシザメ	H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの上流（支流を含む。）	
	H24.6.22～：（最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域）	
	H24.7.12～：（最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域）	
	H24.7.26～：（最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縫綫、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域）	
	H23.7.19～：全県（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。）	
	H23.8.25一部解除	
	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、楳葉町、高岡町、木原町、東瀬町、美江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村	
	H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、二宮市、桑折町、飯石町、川俣町、大玉町	
	H23.12.2～：福島市、二本松市、伊達市、二宮市、桑折町、飯石町、川俣町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、猪倉町、矢祭町、塙町、天栄村、玉川町、古殿町、矢吹町、福島町、矢祭町、塙町、大玉町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、東峰村、中島村、牧川村	
	H23.12.2～：福島市、二本松市、伊達市、二宮市、桑折町、飯石町、川俣町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、猪倉町、矢祭町、塙町、天栄村、玉川町、古殿町、矢吹町、福島町、矢祭町、塙町、大玉町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、東峰村、中島村、牧川村	
	H24.7.26～：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、椿枝岐村	
	※ ■ の箇所は、出荷制限の対象	

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):2012年7月27日現在

		出荷制限							
		茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	神奈川県	宮城県	岩手県	
原乳	H23.3.23~4.10解除: 全域	—	—	—	—	—	—	—	
ホウレンソウ	H23.3.21~4.17解除: (下記の地域を除く。) 北茨城市、高萩市	H23.3.21~4.21解除: 全域	H23.3.21~4.27解除: 全域	H23.3.21~4.8解除: 全域	H23.4.4~4.22解除: 旭市、香取市、多古町	—	—	—	
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.21~4.17解除: 全域	H23.3.21~4.14解除: 全域	H23.3.21~4.8解除: 全域	—	—	—	—	—	
バセリ	H23.3.23~4.17解除: 全域	—	—	—	H23.4.4~4.22解除: 旭市	—	—	—	
セルリー	—	—	—	—	H23.4.4~4.22解除: 旭市	—	—	—	
タケノコ	H24.4.8~: 茨城市、小美玉市、つくばみらい市 H24.4.13~: 石岡市、猿橋町、美和町、守谷市 H24.4.19~: ひたちなか市、那珂市 H24.4.26~: 北茨城市、大洗町	H24.5.1~: 那須塩原市、那須町 H24.4.8~: 日光市、大田原市 H24.6.13~: 那须市	—	H24.4.8~: 市原市、木更津市 H24.4.8~: 那须市、東町 H24.4.12~: 佐倉市 H24.4.19~: ひたちなか市、那珂市 H24.4.19~: ひたちなか市、那珂市	H24.5.1~: 白石市、丸森町 H24.6.29~: 那须市	H24.5.31~: 一関市、奥州市			
原木シタケ(露地栽培)	H23.10.14~: 土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H23.11.10~: 行方市、阿見町 H24.4.6~: 常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13~: ひたちなか市、那珂市	H24.2.15~: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10~: 守谷市、さくら市、芳賀町、雄勝町 H24.4.11~: 大田原市、日光市、益子町 H24.4.12~: 足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町 H24.4.13~: 那须市、壬生町	—	H23.10.11~: 那须市、鹿沼市 H23.11.18~: 流山市 H23.12.22~: 佐倉市 H24.2.23~: 伊西市 H24.4.10~: 白井市 H24.4.18~: 千葉市、八千代市 H24.5.16~: 山武市	H24.1.18~: 白石市、角田市 H24.3.8~: 丸森町 H24.3.15~: 鹿王町 H24.4.5~: 村田町 H24.4.11~: 水宿市、南三郷町 H24.4.19~: 石巻市 H24.4.20~: 大崎市 H24.4.25~: 東松島市 H24.4.27~: 仙台市、名取市、加美町 H24.5.7~: 川崎町、大和町、富谷町 H24.5.9~: 色麻町 H24.5.10~: 七ヶ宿町 H24.5.18~: 大崎町	H24.4.13~: 鹿嶺高田市、住田町 H24.4.20~: 大船渡市 H24.4.25~: 一関市、盛岡市、奥州市、平泉町、大槌町 H24.5.7~: 花巻市、北上市、遠野市、金ケ崎町、山田町 H24.5.10~: 鹿嶺市 H24.4.27~: 仙台市、花巻市			
野菜	H23.10.14~: 土浦市、鉾田市 H23.11.10~: 行方市	H24.2.15~: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10~: 守谷市、那須町 H24.4.12~: 大田原市 H24.4.13~: さくら市 H24.4.14~: 那須烏山市 H24.4.15~: 上三川町 H24.4.16~: 元生町 H23.11.7~: 鹿沼市、那須塩原市 H23.11.8~: 大田原市、那須塩原市 H23.11.9~: 那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町 H23.11.10~: 足利市、佐野市、真岡市、さくら市 H23.11.14~: 市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町 H23.11.14~: 那須塩原市、日光市 H24.5.1~: 大田原市、那須塩原市、(野生のものに限る。) H24.5.2~: 那須塩原市、(野生のものに限る。)	—	H24.5.16~: 山武市	—	—	—	—	
原木シタケ(施設栽培)	—	—	—	—	—	—	—	—	
原木クリタケ(露地栽培)	—	—	—	—	—	—	—	—	
原木ナメコ(露地栽培)	—	—	—	—	—	—	—	—	
<さそつ(ごみ)	—	—	—	—	—	—	—	—	
こしあぶら	H24.5.2~: 日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) H24.5.10~: 常陸大宮市(野生のものに限る。)	H24.5.1~: 大田原市、那須塩原市、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.2~: 那須塩原市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.5.7~: 那須塩原市、(野生のものに限る。) H24.5.15~: さくら市(野生のものに限る。) H24.5.1~: 守谷市、日光市 H24.5.14~: 那須塩原市、(野生のものに限る。) H24.5.15~: 大田原市、那須塩原市、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.16~: 佐野市、那須塩原市、(野生のものに限る。) H24.5.17~: 那須塩原市、(野生のものに限る。)	—	—	—	—	H24.5.7~: 豊栄市、那須市 H24.5.9~: 大田原市、南三郷町 H24.5.11~: 水宿市、七ヶ宿町 H24.5.12~: 大崎市 H24.5.14~: 鹿嶺高田市、住田町 H24.5.15~: 鹿嶺市 H24.5.16~: 仙台市 H24.5.18~: 住田町	H24.5.10~: 鹿嶺高田市、花巻市 H24.5.14~: 鹿嶺市 H24.5.18~: 仙台市 H24.5.18~: 仙台市、花巻市	
さんしょう(野生のものに限る。)	—	—	—	—	—	—	—	—	
せり(野生のものに限る。)	—	—	—	—	—	—	H24.5.30~: 一関市、奥州市		
ぜんまい	—	H24.4.5~: 佐野市、那須塩原市(野生のものに限る。)	—	—	—	—	H24.4.12~: 一関市、奥州市		
たらのめ(野生のものに限る。)	—	H24.4.27~: 大田原市、矢板市 H24.5.1~: 那須町 H24.5.2~: 市貝町	—	—	—	—	H24.5.17~: 大崎市		
わらび(野生のものに限る。)	—	H24.5.17~: 大田原市、那須市	—	—	—	—	H24.5.18~: 鹿嶺高田市		
イシガレイ	豊大高南時海岸線上福島受継国界 の正真的の範、我が國固有的經濟 水域の外縫締、最大高潮時海岸線 上米漁子茨城県界の正真的の範及び 茨城最大高潮時海岸線で認められた海域	—	—	—	—	—	—	—	
クロダイ	—	—	—	—	—	—	—	—	
スズキ	H24.4.17~: 豊大高南時海岸線上福島受継国界 の正真的の範、我が國固有的經濟 水域の外縫締、最大高潮時海岸線 上米漁子茨城県界の正真的の範及び 茨城最大高潮時海岸線で認められた海域	—	—	—	—	—	—	—	
シロメバル	豊大高南時海岸線上福島受継国界 の正真的の範、我が國固有的經濟 水域の外縫締、最大高潮時海岸線 上米漁子茨城県界の正真的の範及び 茨城最大高潮時海岸線で認められた海域	—	—	—	—	—	—	—	

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):2012年7月27日現在

		出荷制限						
		茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	神奈川県	宮城県	岩手県
二ペ		最大高周時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国統治的經濟水域の外縫緯、最大高周時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高周時海岸線上福島	—	—	—	—	—	—
ヒラメ		最大高周時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国統治的經濟水域の外縫緯、最大高周時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高周時海岸線上福島	—	—	—	—	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国統治的經濟水域の外縫緯、最大高周時海岸線上宮城県鳥羽郡界の正東の線、宮城県最大高周時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社屋平島最大高周時海岸線上至る線、で囲まれた面積	—
マダラ		—	—	—	—	—	H24.5.2～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国統治的經濟水域の外縫緯、最大高周時海岸線上宮城県鳥羽郡界の正東の線、宮城県最大高周時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社屋平島最大高周時海岸線上至る線、で囲まれた面積	H24.5.2～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国統治的經濟水域の外縫緯、最大高周時海岸線上宮城県鳥羽郡界の正東の線、宮城県最大高周時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社屋平島最大高周時海岸線上至る線、で囲まれた面積
ヒガングフ		—	—	—	—	—	H24.5.8～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国統治的經濟水域の外縫緯、最大高周時海岸線上宮城県鳥羽郡界の正東の線、宮城県最大高周時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社屋平島最大高周時海岸線上至る線、で囲まれた面積	—
コモンカスベ		最大高周時海岸線上茨城千葉県界の正東の線、我が国統治的經濟水域の外縫緯、最大高周時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高周時海岸線上福島	—	—	—	—	—	—
アメリカナマズ(養殖を除く。)		H24.4.17～：北浦及び外洋避難場並びにこれらの中間に位置する河川並びに常陸利根川	—	—	—	—	—	—
キンブナ		H24.4.17～：北浦及び外洋避難場並びにこれらの中間に位置する河川並びに常陸利根川	—	—	—	—	—	—
ウナギ		H24.5.7～：北浦及び外洋避難場並びにこれらの中間に位置する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)	—	—	—	—	—	—
ヤマメ(養殖を除く。)		—	—	—	—	—	—	—
イワナ(養殖を除く。)		H24.6.20～：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)	—	—	—	—	—	H24.5.8～：御井川(支流を含む。)及び妙義川(支流を含む。)
ウグイ		—	—	—	—	—	—	—
牛の肉		—	H23.9.2～：金城(他の定める出荷・検査方針に基づき解禁)(牛の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—	—	—	H23.9.1～：金城(他の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	H23.9.1～：金城
イノシシの肉		H23.12.2～：金城(他の定める出荷・検査方針に基づき解禁)(牛の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	—	—	—	—	H24.5.22～：那須郡、丸藤郡、山元町	H23.9.25～：那須郡(牛の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
クマの肉		—	H23.12.2～：金城(他の定める出荷・検査方針に基づき解禁)(牛の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	—	—	—	H24.6.25～：金城(上記地図を除く。)	—
シカの肉		—	H23.12.2～：金城(他の定める出荷・検査方針に基づき解禁)(牛の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	—	—	—	H24.7.26～：金城	H24.6.12～：氣仙川(支流を含む。)
その他		H23.6.2～：以下の地域以外	H23.6.2～：鹿嶺市、大里町市	H23.6.30～：茨城市	H23.6.2～：成田市	H23.6.2～：湯河原町	—	—
その他		H23.6.2～10.18解除：古河市、常總市、坂東市、八千代市、境町	H23.7.8～H24.6.1解除：栃木市	H23.6.30～H24.5.28解除：桐生市	H23.6.2～9.7解除：大網白里町	H23.6.2～8.29解除：南足柄市	—	—
その他		H23.6.2～H24.4.9解除：大子町	—	—	—	—	H23.7.4～H24.5.21解除：勝浦市	H23.6.23～9.12解除：松田町、山北町
その他		H23.6.2～H24.2.1解除：常陸太田市、常陸大宮市	—	—	—	—	H23.6.2～H24.5.25解除：八街市	H23.6.2～10.16解除：八街市、清川村
その他		H23.6.2～H24.3.2解除：那珂市、猿島町	—	—	—	—	H23.6.2～H24.5.28解除：野田市、富里市、山武市	H23.6.27～10.26解除：牛井町
その他		H23.6.2～H24.4.1解除：水戸市	—	—	—	—	H23.6.2～11.1解除：小田原市	H23.6.2～11.10解除：鶴ヶ町

* [] の箇所は出荷制限の対象

(参考資料4)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成24年7月27日現在

福島県		摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
		H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
結球性葉菜類(キャベツ等)		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.23～下記の地域以外
野菜		H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
		H23.3.23～5.4解除: いわき市
		H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
		H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.4.13～：飯館村
キノコ類(野生のものに限る。)		H23.9.6～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)
		H23.9.15～：いわき市、棚倉町
		H23.9.20～：南相馬市
水産物		H23.4.20～ 全域 H24.6.22解除:
		H24.3.29～：新田川(支流を含む。)
肉		H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、横葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
		H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ [] の箇所は摂取制限の対象